

女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

役員に占める女性の割合（＝女性の役員数÷役員総数） 75.0%

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女の平均勤続年数の差異（＝女性の平均勤続年数－男性の平均勤続年数）

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 教員の平均勤続年数の差異 | +0.2年 |
| (2) 職員の平均勤続年数の差異 | +6.3年 |

上記計数は、いずれも令和5年5月1日時点のもの

3. 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	83.4%
正社員	78.3%
パート・有期社員	122.7%

- ・対象期間:令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
- ・正社員:社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員:契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金:通勤手当等を除く。

以上